

第9節 ごみ処理施設の整備

1. 基本的な考え方

本市は、平成27年3月まで名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの2つの焼却施設で燃やすごみの焼却を行ってきました。

稼働から約40年が経過した今泉クリーンセンターは、平成27年3月にごみの焼却を停止しました。また名越クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を実施し、延命化を行いました。稼働からすでに約30年以上が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えており、施設の延命化工事としては、今回の改良工事が最後になると考えられます。

このような状況の下で、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくためには、ごみの減量や資源化によって焼却量の削減に努めるとともに、新ごみ焼却施設の建設が必要不可欠です。

また、昨今のエネルギー問題を踏まえ、これまで本市ではごみ焼却によるエネルギー回収を行っていませんでしたが、新ごみ焼却施設では、焼却の際に発生する熱を回収し、エネルギーを有効活用していきます。

新ごみ焼却施設が平成37年度（予定）に稼働することを踏まえ、今泉クリーンセンターや名越クリーンセンターにおける焼却停止後の施設の利活用をはじめ、市内の資源化施設や積替施設について、ごみの減量・資源化を一層推進していくため、将来に向けたごみ処理施設のあり方の検討を進めます。

なお、第3次一般廃棄物処理基本計画の計画期間内は、ごみ焼却施設が名越クリーンセンター1施設となるため、リスク管理に努めながら、施設の適正管理を行う必要があります。災害時や緊急事態等における処理について、2市1町の広域連携の中で協議していきます。

表 2-21 本市のごみ焼却施設整備計画

施設	～平成27年3月	平成27年4月から 新ごみ焼却施設 稼働まで	平成37年度（目標） 新ごみ焼却施設 稼働以降
名越クリーンセンター	焼却	焼却	焼却停止
今泉クリーンセンター	焼却	焼却停止	焼却停止
新ごみ焼却施設	—	—	焼却
備考	名越クリーンセンター、 今泉クリーンセンター の2施設体制	名越クリーンセンター の1施設体制	新ごみ焼却施設 の1施設体制

※名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンターは、焼却停止後に焼却以外のごみ処理施設としての利活用を検討していきます。

2. ごみ処理施設の整備計画

ごみ処理施設は、燃やすごみを焼却する「焼却施設」、資源物を処理する「資源化施設」、「その他の施設」に大別できます。

本市のごみの分別等から、ごみ処理に必要となる施設は次のとおりです。

(1) 焼却施設

新ごみ焼却施設の稼働までは名越クリーンセンター1施設で焼却処理を行っていきます。新ごみ焼却施設については、平成25年6月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定後、鎌倉市生活環境整備審議会からの答申を基に策定した「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」(平成28年3月)で、ごみ焼却施設の整備に対する基本的な考え方を整理しました。今後は「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を基に、建設候補地の地域住民の理解と協力を得ながら、平成37年度の施設稼働に向けた取組みを進めていきます。

(2) 資源化施設

本市では、カン・ビン、紙類、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油、布団、畳、木質廃材、製品プラスチックを資源化しています。

笛田リサイクルセンターでは、現在、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの選別、圧縮、梱包を行い、資源化处理委託や売却をしています。施設の稼働から19年が経過しているため、今後の耐用年数も踏まえたうえで、施設のあり方について中長期的な検討を進めていきます。

その他の資源物については、従来どおり民間事業者による中間処理施設を活用することを基本とします。

(3) その他の施設

植木剪定材及び燃えないごみについては、資源化施設に運搬するまでの中継施設である積替施設が必要であり、当面は、現在使用している積替施設を継続していきます。

3. 市のごみ処理施設

(1) 名越クリーンセンター

ごみ焼却施設として、適正な維持管理と稼働を継続していきます。

なお、平成24年度から27年度にかけて基幹的設備改良工事を実施して延命化を行いましたが、稼働からすでに約30年以上が経過して施設全体が老朽化しているため、ごみ焼却施設の稼働は平成37年度(予定)の新ごみ焼却施設稼働までとし、その後は焼却以外のごみ処理施設としての利活用を検討します。

(2) 今泉クリーンセンター

焼却停止後の平成27年4月以降、新ごみ焼却施設が稼働する予定の平成37年3月(予定)までは、事業系燃やすごみ等を名越クリーンセンターへの搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきます。それと併せて、焼却施設以外のごみ処理施設としての利活用を検討していきます。

(3) 笛田リサイクルセンター

資源物の中間処理施設として適正な維持管理を継続します。

今後は、施設の維持修繕を継続しながら、中長期的な施設のあり方を検討していきます。

(4) 最終処分場

本市では、焼却施設から排出される焼却残さは、全量を民間事業者へ委託して熔融固化処理することで資源化を進めており、将来的にも焼却残さの埋立てを行いません。

現在、生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査・手続きを進めています。

(5) 新たなごみ焼却施設について

平成25年6月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定後、平成27年4月に新ごみ焼却施設の最終建設候補地を山崎下水道終末処理場未活用地とし、平成28年3月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を策定しました。

新ごみ焼却施設は、「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」の方針を踏まえ、2市1町の広域連携においても本市から発生したごみのみを焼却する施設として了承されています。また、施設造りの基本方針としては、安全・安心で環境に十分配慮し、市民に愛され地域に開かれた施設を目指すとともに、これまで未利用であったごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り地域に貢献できる施設としていきます。

また、災害に強い施設造りにより、平常時はもとより災害時もエネルギーを創出し、隣接する山崎浄化センターへの電力供給など、連携を図ることにより社会基盤となる2施設の稼働を確保するとともに、地域の復旧の一助を担える施設を目指します。

(参考) 深沢クリーンセンター

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計処理量を踏まえ、施設のあり方や用地の有効利用等についても検討し、方向性を示していくこととします。

表 2-22 本市のし尿放流施設の現状

し尿放流施設	深沢クリーンセンター
--------	------------